

枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する条例

平成28年7月1日

条例第17号

改正 令和2年7月30日条例第3号

改正 令和7年3月7日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、職員の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「出張」とは、職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は管理者若しくはその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により出張命令の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該出張のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

3 第1項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(出張命令)

第4条 出張は、出張命令権者の発する出張命令によって行わなければならない。

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可

能である場合に限り、出張命令を発することができる。

- 3 出張命令権者は、既に発した出張命令を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による出張者の申請に基づき、これを変更することができる。

(出張命令に従わない旅行)

第5条 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令（前条第3項の規定により変更を受けた出張命令を含む。以下この条において同じ。）に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。

- 2 出張者は、前項の規定による出張命令の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令に従わないで出張した後、できるだけ速やかに出張命令権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。

- 3 出張者が、前2項の規定による出張命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令に従わないで出張したときは、当該出張者は、出張命令に従った限度の出張に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、及び宿泊費とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するものとして第6条及び次条から第12条で定める種目及び内容に基づき最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1

号に掲げる運賃加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 座席指定料金

(4) 前各号に掲げる費用に付随する料金で規則で定める料金

2 前項の鉄道賃の上限は、料金の等級が区分された列車により移動するときは最下級の料金と運賃の合計とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項に掲げる船賃の額の上限は、料金の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（著しく長時間の移動として規則で定めるものをするときは最下級の直近上位の級）の級の料金と運賃の合計とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項に掲げる航空賃の額の上限は、料金の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の級の料金と運賃の合計とする。

(その他の交通費)

第11条 その他交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のために特に必要とするものに限る。）の合計額とする。

(1) 道路運送法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行う者に限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し出す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計を上限とする。

(旅費の調整)

第14条 任命権者は、この条例の規定により旅費を支給する場合において、当該旅行における特別の事情又は当該旅行の性質により不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実

費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(旅費の特例)

第15条 管理者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(退職者等の旅費)

第16条 職員が出張中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、その者に対し、規則で定めるところにより旅費を支給する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、この限りでない。

(事務引継等のため必要な旅費)

第17条 職員が退職した場合において、事務引継その他残務整理のため旅行を命ぜられたときは、その者に対し、規則で定めるところにより旅費を支給する。

(遺族の旅費)

第18条 職員が出張中に死亡した場合には、当該職員の遺族（職員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。）に対し、規則で定めるところにより、旅費を支給する。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年７月３０日条例第３号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和２年８月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する出張のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該出張のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した出張については、なお従前の例による。

附 則（令和７年３月７日条例第１号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（枚方京田辺環境施設組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 枚方京田辺環境施設組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成２８年枚方京田辺環境施設組合条例第１６号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（枚方京田辺環境施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 枚方京田辺環境施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成２８年枚方京田辺環境施設組合条例第２０号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略